



長野県報

10月24日(木)
平成25年
(2013年)
第2517号

目 次

告 示

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱の一部改正（医療推進課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（健康長寿課介護支援室）	2
自然公園法に基づく公園事業の変更及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）	2
森林法に基づく保安林の指定（森林づくり推進課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
指定講習機関に関する規則に基づく指定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許課）	3
運転免許取得者教育の認定に関する規則に基づく認定を受けた者の代表者の氏名の変更の届出（東北信運転免許課）	3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	4
長野県環境影響評価条例に基づく準備書に係る公聴会の開催（環境政策課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	6
土地改良区役員の就任の届出（2件）（農地整備課）	7
建築基準法に基づく道路の指定（建築指導課）	7
建築基準法に基づく道路の位置の指定（4件）（建築指導課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（生活排水課）	8
一般競争入札（道路管理課）	8
一般競争入札（5件）（河川課）	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（企業局）	13
一般競争入札（企業局）	13

訓 令

教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正（教育総務課）	14
------------------------------	----

**長野県告示第518号**

病院内保育所運営事業費補助金交付要綱（昭和50年長野県告示第87号）の一部を次のように改正し、平成25年度の

補助金から適用します。

平成25年10月24日

長野県知事 阿部 守一
第3の表中「174,750円」を「177,750円」に改める。

医療推進課

長野県告示第519号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成25年10月24日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定介護老人福祉施設)

事業者の名称 社会福祉法人七つの鐘	事業所の名称 小倉メナー	事業所の所在地 安曇野市三郷小倉6079番地1	登録した年月日 平成25年10月16日
----------------------	-----------------	----------------------------	------------------------

(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)

事業者の名称 社会福祉法人七つの鐘	事業所の名称 小倉メナー	事業所の所在地 安曇野市三郷小倉6079番地1	登録した年月日 平成25年10月16日
----------------------	-----------------	----------------------------	------------------------

健康長寿課介護支援室

長野県告示第520号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、佐久地方事務所及び諏訪地方事務所並びに茅野市役所及び立科町役場において縦覧に供します。

平成25年10月24日

長野県知事 阿部 守一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位 置
白樺湖園地	[区域] 茅野市大字北山及び北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野

2 変更した事項

事業の規模（拡大）

自然保護課

長野県告示第521号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成25年10月24日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林の所在場所

大町市美麻字山あそう16120・16122（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字大平木16123から16127まで、字わだん16112の1から16112の3まで、字によれば16113の1、16113の3、字コバ平16114の1から16114の3まで、16115

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第522号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び佐久市役所に備え置きます。

平成25年10月24日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
向原	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた区域。	佐久市	八幡	向原	1115番85 1115番67 1115番83 1115番37	1号及び7号 2号及び3号 4号及び5号 6号

砂防課

長野県公安委員会告示第41号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者氏名の変更の届出がありました。

平成25年10月24日

長野県公安委員会委員長 山浦 悅子

指定を受けた者			特定講習を行う事務所			変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧		
株式会社中野自動車学校	中野市大字吉田1108番地	山田 彰一	中野自動車学校	中野市大字吉田1108番地	山田 彰一	小林 勇生	平成25年6月21日	

東北信運転免許課

長野県公安委員会告示第42号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定を受けた者から次のとおり代表者氏名の変更の届出がありました。

平成25年10月24日

長野県公安委員会委員長 山浦 悅子

認定を受けた者			教育に使用する施設			変更事項		変更年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地	新	旧		
株式会社中野自動車学校	中野市大字吉田1108番地	山田 彰一	中野自動車学校	中野市大字吉田1108番地	山田 彰一	小林 勇生	平成25年6月21日	

東北信運転免許課